

組織規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は、株式会社Kids Public（以下「会社」という）の組織構造、職制、職責および決裁に関する基本事項を定めることを目的とする。

(組織の設置)

第2条

会社の業務遂行のため、必要な組織を置く。各組織の名称および分担する業務は、代表取締役が別に定める組織図その他の細則による。

第2章 役員および合議体

(取締役会の構成)

第3条

1. 取締役会は、株主総会で選任されたすべての取締役をもって構成する。
2. 各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数は、取締役の総数の3分の1を超えてはならない。
3. 他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数は、取締役の総数の3分の1を超えてはならない。

(経営に関する合議体)

第4条

会社は、重要な意思決定を行うため、代表取締役が招集する経営に関する合議体（会議等）を置くことができる。その構成、名称および権限は代表取締役が別に定める。

第3章 職制および職責

(職制)

第5条

会社の職制は以下の通りとする。

- (1) 代表取締役：会社を代表し、業務全般を統括する。
- (2) 管理職：代表取締役の命を受け、分担された範囲の業務を管理・監督する。
- (3) 従業員：上長の指示を受け、担当業務を遂行する。

第4章 業務分掌および決裁

(業務分掌)

第6条

各組織および管理職が分担する具体的な業務の範囲は、代表取締役が別に定める。

(決裁権限)

第7条

業務の執行に関する決裁権限は、代表取締役が別に定める決裁基準表に従い、代表取締役、経営に関する合議体、または特定の管理職が行使するものとする。

第5章 雑則

(改廃)

第8条

本規程の改廃は、取締役会の決議により行う。

附則

本規程は、2026年6月1日から施行する。